(傍線部分は今回改正部分)

三〜十九 (略)		異	一 (略) (略) (略)	(略) (ゅ) (ゅ	二 給与 一 (略) 一 (第三条関係)	改正
三~十九(略)		手当) 広域異動	一 (略)	(略) (二 給与	改正
			(略)	(略) 保存期間	্যি -	

 \bigcirc 対照表(附則第三条関係) 人事院規則九—八—五七 (人事院規則九 八 (初任給、 昇格、 昇給等の基準) *の* (傍線部分は今回改正部分)部を改正する人事院規則) 新旧

改正案	
任給に関する経過措附 則	任給に関する経過附 則
平成十九年一月一日以後に新たに職員となり、その者	平成十九年一月一日以後に新たに職員となり、その
号俸の決定について規則九―八第十四条から第十六	号俸の決定について規則九―八第十四条から第十六
での規定の適用を受けることとなる者のうち、新た	での規定の適用を受けることとなる者のうち、新た
員となった日(以下この項において「採用日」とい	員となった日(以下この項において「採用日」とい
)から、これらの規定による号俸(以下この項に)から、これらの規定による号俸(以下この項
「特定号俸」という。)の号数から同規則第十二条	「特定号俸」という。)の号数から同規則第十二条
項の規定による号俸(同規則第十四条第一項の規定	項の規定による号俸(同規則第十四条第一項の規定
り初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができ	り初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができ
ととされている号俸を除く。)の号数を減じた数を	ととされている号俸を除く。)の号数を減じた数を
新たに職員となった者が特定職員(行政職俸給表	新たに職員となった者が特定職員(行政職俸給表
用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるも	用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるも
び同規則第三十六条各号に掲げる職員をいう。以下	び同規則第三十六条各号に掲げる職員をいう。以下
。)であるときは、三)で除して得た数の年数(一	。)であるときは、三)で除して得た数の年数(一
の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下こ	の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下こ
において「調整年数」という。)を遡った日が平成	において「調整年数」という。)を遡った日が平成
二年一月一日前となるものの採用日における号俸は	二年一月一日前となるものの採用日における号俸は
規則第十四条から第十六条までの規定にかかわらず	規則第十四条から第十六条までの規定にかかわら
用日から調整年数を遡った日(平成二十二年一月一	用日から調整年数を遡った日(平成二十二年一月一
後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を	後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を
、別三)一一一一~日が同日の属する年	、別立)・「一~人、どご)・号~こ)・こと日が同日の属する年の十一月一日(特定職員に
は、同年の十月一日)以後である場合にあっては、	は、同年の十月一日)以後である場合にあっては、

一俸日にる年 のに掲同の まくに平十げに平九次号おげ規翌で。お成一スなは年早粉はて四ケ お成一るお成年号数ける則年 一かかる職第の て十一員て十月ららも員三一 一第減のの十月 一除十年日四じに区四一 十九四日く五四か号て限分条日九歳目ま。歳日らま得るに第) 歳月らま得るに第 平た以二掲数の、に日成な後十げの数当規か 十いに二る号に該定ら 九者新年職俸相各す採 年(た一員と当号る用 一次に月以すすに昇日 月号職一外るる定給ま 号め日で 数るへの を期次間 特間のに 定又各お 号は号け

成

 $\overline{}$ 二掲日 年職い二 月を四五 に一平でた 満日成に号) 一及員日の 日びとま職 か第なで員 ら四り 平号 成に同

兀 平三五 五. 成十年 九歳月ま 年に一 一満日 月た以 一な後 日いに か者新 らへた 平次に 成号職 二に員 十掲と 年げな - 一るり、日者、 月者 一を同

日日 に平 お成 V) _ て十三五 十年 七四 歳月 満日 た以 な後 いに 者新 た 平に 成職 十員 九と 年な *→* Ŋ 一同

> 一俸日にる年 一かかる職第の 三四か号で限分条日歳月らま得るに第 号め日で 数るへの を期次間 特間のに 定又各お 号は号け

二 一俸日にる年 二掲日 十 のに掲同の に平まくに平十げに平九次号おげ規翌 るお成年号数ける則年 年職い二 て十一員て十月ららも員三一平三四月を四三一第減のの十月 一除十年日四じに区四一 平でた に一 満日成に号)で、近項翌平た以二掲数の、に日 成な後十げの数当規か十いに二る号に該定ら 九者新年職俸相各す採 年(た一員と当号る用 一次に月以すすに昇日 月号職一外るる定給ま 一及員日の 日びとま職 か第な で員 ら四り 平号 成に同 成

日除日 お成一 成十年 十六四日く 九歳月ま 年に一 一満日 月た以 一な後 日いに 新 か者新 らへた 平次に 成号職 二十掲と 年げな り、 一る 月者 一を同

V \ _ て十三四 十年 歳四 に月 満一 た日 な以 い後 者に 平た 成に 十職 九員 年と 一な 月り、 日同

改

正

後

改

正

前

端

数

計

算

傍附 線則 部第 分四 は条 今 関 回係 改 正 部 分

1 端定 数に次 をよの 切る各 り俸号 捨給に て月掲 た額げ 額にる を一職 も円員 つ未に て満つ 当のい 該端て 職数 員が当 のあ該 俸る各 給と号 月きに 額は定 8 すそる るの規 1 端定 数に次 をよの 切る各 り俸号 捨給に て月掲

四に時らお改律関第法期 、条に法勤務 項お特れい正第す七第付育第よ第務職育 、い例たて法五る条十研児三り二を員児略 同てに同準一十法第九究休項読十し及休 条「関条用と三律二条員業 、み二てび業 第給す第すい号等項の法法第替条い育法 五与る一るう。の若規第第四えにる児第 。次一し定六十項らお職休十 項改法項場 に定律又合一号部くに条八、れい員業 お特へはを附にをはよ第条第たて い例平国含則お改第り三の六給準育第第 て法成家む第い正三読項規項与用児 二公 五てす項み若定 法す休十項 用と十務)条「る、替しに第第る業二に すい四員の第平法一えくよ八六場法条規 るう年の規二成律般らはり項条合第の定 °法給定項ニω職れ第読若のを十規す) 律与に、十平のた四みし二含六定る を附第のよ同二成職任項替く若む条に育 含則二改り条年二員期 えはし 育る短 む第号定読第給十の付育ら第く 及み三与二給職児れ十はの児短時 ン 条 次 び 替 項 法 年 与 員 休 た 二 第 規 休 時 間 の第号臨えに等法に法業任項八定業間勤

た額げ 額にる を一職 も円員 つ未に て満つ 当のい 該端て 職数 員が当 のあ該 俸る各 給と号 月きに 額は定 と 8 すそる るの規

四に時らお改律関第法期 ` 条 に 法 勤 務 項お特れい正第す七第付育第よ第務職育 い例たて法五る条十研児三り二を員児略 同てに同準一十法第九究休項読十し及休 条「関条用と三律二条員業 `み二てび業 第給す第すい号等項の法法第替条い育法 五与る一るう。の若規第第四えにる児第 。次一し定六十項らお職休十 項改法項場 に定律又合一号部くに条八 れい員業三 お特へはを附にをはよ第条第たて い例平国含則お改第り三の六給準育第第 て法成家む第い正三読項規項与用児二 。五てす項み若定 、法す休十項 準一二公 用と十務一条「る 替しに第第る業二に すい四員の第平法一えくよ八六場法条規 るう年の規二成律般らはり項条合第の定 。法給定項二、職れ第読若のを十規す 一律与に (十平のた四みし二含六定る を附第のよ同二成職任項替く若む条に育 含則二改り条年二員期 `えはし む第号定読第給十の付育ら第く プ及み三与二給職児れ十はの児短時 一条次び替項法年与員休た二第規休時間 の第号臨えに等法に法業任項八定業間勤

り一附第替間 略読項則四え勤育定 み又第項ら務児に 替は五若れ職休よ え給条した員業り ら与第く給 法読 法 読 れ改四は与育第み た定項第法児二替 同特の六第休十え 条例規項六業三ら 第法定、条法条れ 附に平の第第た 項則よ成二 二二同 若第り二若十項条 八読十し四に第条み二く条規一 第替年はの定項 六え給第規す若 項ら与八定るし 項のれ法条に任く 規た等第よ期は 定同改三り付第 に条正項読短 、み時項 よ第法

2

り一附第替間 略読項則四え勤育定 み又第項ら務児に 替は五若れ職休よ え給条した員業り ら与第く給 法読 れ改四は与育第み た定項第法児二替 同特の六第休十え 条例規項六業三ら 第法定、条法条れ 一附に平の第第た項則よ成二二二同 第り二若十項条 八読十し四に第 条み二く条規一 第替年はの定項 六え給第規す 項ら与八定る のれ法条に任 規た等第よ期 定同改三り付

に条正項読短

み時

よ第法